

小学校給食で使用する特定原材料等を含む食品について

この表は、小学校給食で使用する「特定原材料等」を含んでいる食品についての情報を掲載しています

「特定原材料等」とは、食品表示法で加工食品に表示するよう定められているアレルギーを起こしやすい物質のことです。現在は表示義務のある8品目と、表示が勧められている20品目の合計28品目があります。

●印 : 食品の原材料として使用しているもの。 (28品目 すべてについて掲載。)

（表示義務のある8品目のみ掲載）

加工の途中で補助的に使われるもの。製品を加工する前の原材料に含まれるもの。

「しょうがっこうきゅうしょくこんだてひょう」との関係について

毎月配付しています「しょうがっこうきゅうしょくこんだてひょう」には、
ここんだて しょう じゆく 使う て使用的する 食品をすべて 詳載しています

特に、卵や乳を用いている食品（三下印に○印が入っている）を含む販売店は、卵や乳を用いています。このため、原材料として卵や乳を用いている食品（三下印に○印が入っている）を含む販売店は、

「うがうこうきゅうう！ うごくこんだひとう！」の内で確認できます。ただし、ヘルとヨウに聞こす唐語は「うがうこうきゅうう！」ではなくて「うごくこんだひとう！」には掲載していませんので、その唐語はかうとうへんをもつて書かれています。

「じょつかうつさゆふよこんにひよつ」のめで唯謹しさより。ただし、△印・△印に関する情報は「じょつかうつさゆふよこんにひよつ」には掲載していませんので、その情報は、下表で唯謹としていたinizにあります。

じいいいたたへことになります。

〈学校給食センターについて〉

小学校給食の副食（おかず）を調理している学校給食センターでは、特定原材料等を使用しています。（「しょうががっこうきゅうしょくこんだてひょう」のとおりです。）また、食器等も同じ物を使用しています。

このため、別のおかずから混入する可能性を完全に否定することはできません

不安に感じられる場合は、学校給食センターまでお問い合わせください

がっこう きゅうしょく
学校給食センター

 072-484-1389

